



「ガス系消火設備」事件
(知財高判令和5年3月27日 令和4年(行ケ)第10009号¹⁾)

概要

(1) 特許取消決定取消訴訟において、進歩性の判断の誤りが争点となった事例。
(2) 特許庁での特許取消決定における、甲1に甲2を組み合わせた上でさらに修正することは、当業者が容易に想到し得るものではないと判断した(特許庁の特許取消決定の判断が否定された)。

対象特許(特許第6674704号²⁾)と主引例(甲1)

【請求項1】 建物内でのダクト2および配管3を細くすることで施工コストを低下させ、かつ、設計の自由度を高めたガス系消火設備であって、

消火剤ガスが貯蔵された複数の容器5と、
複数の前記容器内の消火剤ガスを、電子機器が設けられており消火のために水を用いることができない、前記建物に設けられる部屋である防護区画へ導入する前記配管3により構成される導入手段と、

消火剤ガスが導入される前記防護区画の側面を貫通するように前記側面に接続されて前記防護区画から消火剤ガスを排出するための、前記建物内で縦および/または横方向に延びるダクト2と、

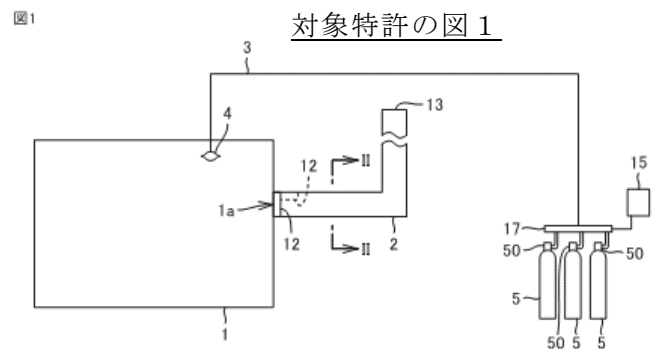
前記防護区画の避圧口で前記ダクトの端部に設けられたダンパ12とを備え、
前記ダンパが開閉することで前記ダクトと前記防護区画とが連通および遮断され、
複数の前記容器のうちの一つの容器と別の容器との容器弁50の開弁時期をずらして、前記一つの容器と前記別の容器とから放出される消火剤ガスのピーク圧力が重なることを防止して前記防護区画へ消火剤ガスが導入され、
前記一つの容器の容器弁の第一の開弁タイミングと、前記別の容器の容器弁の第二の開弁タイミングであって前記第一の開弁タイミングとは異なり消火剤ガスのピーク圧力が重なることを防止する前記第二の開弁タイミングとを決定し、前記各容器弁に接続される制御部15をさらに備える、ガス系消火設備。(※請求項中の参照符合は筆者が付加)

【甲1】 不活性ガス消火設備設計・工事基準書〔第2版〕(一般社団法人日本消火装置工業会、平成25年5月)であり、「複数本数の容器弁付き窒素ガス貯蔵容器と、

窒素ガス貯蔵容器内の窒素ガスを、電話機械、通信機及び電算機等が設けられている建築物内の防護区画の噴射ヘッドにより放出する配管と、

窒素ガスが放出される防護区画の壁面を貫通するように壁面に接続され、防護区画を有する建築物の屋外まで導かれるように設けられ、防護区画から窒素ガスを排出するための排気用ダクトと兼用の避圧ダクトと、

防護区画の避圧口で避圧ダクトの端部に設けられた避圧ダンパーとを備え、
避圧ダンパーが開閉することで避圧ダクトと防護区画とが連通及び遮断される、自動起



¹ https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=5948

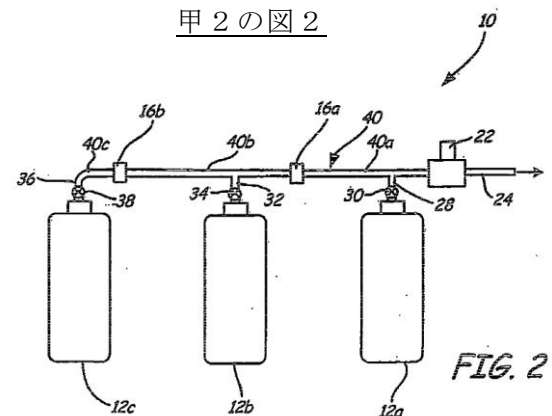
² <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-2015-090208/EF0E508452064618E8C78F6F8A2D612B04D53564D9217D83B4D8479E28786019/10/ja>

動式の窒素を放出する不活性ガス消火設備である窒素消火設備。」を開示している。

相違点に係る構成

甲1は、自動起動式ではあるが、「複数本数の容器弁付き窒素ガス貯蔵容器」の容器弁の開弁時期、及び、一つの貯蔵容器と別の貯蔵容器とから放出される窒素ガスのピーク圧力が重なることを防止して防護区画へ窒素ガスが導入されることが規定されておらず、制御部に関する事項も規定されていない点が相違点として認定された。

相違点に関して、甲2（国際公開第2007/032764号³）は「配管40と供給ライン24との間に配置されたメインバルブ22と、ガスシリンダー12aと12bとの間の配管40に沿って配置されたラプチャーディスク16aと、ガスシリンダー12bと12cとの間の配管40に沿って配置されたラプチャーディスク16bの開放時間をずらすことで、シリンダー12aからのガスの供給を開始する時点と、シリンダー12bからのガスの供給を開始する時点とをずらした結果として、不活性ガスが、過剰圧力がかからないように制御された速度で、保護された部屋14に順次放出されること。」を開示している。



原告の主張

原告は「甲1及び2には、ガスの過剰圧力がかからないように、制御された速度で防護区画に順次放出するには、各「窒素ガス貯蔵容器」に付いた「容器弁」の開弁時期をずらすことによって実現できることについて記載や示唆はない。」と主張した。

裁判所の判断

裁判所（知財高裁）は、「甲1及び2に接した当業者は、甲1発明において、保護区域又は保護された部屋の加圧を防止するために甲2記載のラプチャーディスクを適用することに思い至ることがあり得るとしても、ラプチャーディスクを用いることなく、各「窒素ガス貯蔵容器」に付いた「容器弁」の開弁時期をずらして複数のガスシリンダーからそれぞれ順次ガスを放出することによって加圧を防止することが実現できると容易に想到することができたものと認めることはできない。」と判断した。

まとめ

甲2では容器弁の開弁タイミングによらずラプチャーディスクによって配管の加圧を防止し、そもそも、本件発明における「容器弁」の開閉タイミングをずらすことに関して甲1および2では何ら開示も示唆もされていない。

上記の裁判例を踏まえると、何ら根拠を示すことなく、先行技術において開示されていない構成要素を「当業者が容易に想到し得た」とすることは妥当ではない。上記のような判断が特許庁においてされた場合には、裁判所において反論する余地がある。

キーワード 特許、進歩性（29条2項）、動機付け、組み合わせ、制御

[担当] 深見特許事務所 岡 始

[注記]

本レポートに含まれる情報は一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。IP 案件に関しては弁理士にご相談下さい。